

第9章 テスタ等による機能維持確認

9-1 適用

この章の規定は、サイドスリップ・テスト、ブレーキ・テスト、可視光線透過率測定器、騒音計等、一酸化炭素測定器、炭化水素測定器、黒煙測定器、オパシメータ、前照灯試験機、色度座標測定機器、速度計試験機を用いて審査するものに適用する。

9-2 かじ取車輪の整列状態（サイドスリップ・テスト）

(1) 次表に掲げる自動車に備えるかじ取装置は、かじ取車輪をサイドスリップ・テストを用いて計測した場合の横滑り量が、走行1mについて5mmを超えてはならない。

ただし、指定自動車等の自動車製作者等がかじ取装置について安全な運行を確保できるものとして指定する横滑り量の範囲内にある場合にあつては、この限りでない。

この場合において、8-13の適用を受ける自動車以外の自動車であつて、諸元表等により審査した際に、UN R79-01以降の5.及び6.（UN R79-01にあつては5.1.6.1.を除く。）に適合することが明らかなものは、この基準に適合するものとして取扱うことができる。

対象	・四輪以上の自動車
除外	—

(2) サイドスリップ・テストを用いて審査することが困難であるときに限り、走行その他の適切な方法により審査し、(1)に掲げる基準への適合性を判断することができるものとする。

9-3 制動装置の性能及び制動能力（ブレーキ・テスト）

(1) 次表に掲げる自動車に備える制動装置は、ブレーキ・テストを用いて計測した制動力が、最高速度が80km/h未満であつて車両総重量が車両重量の1.25倍以下の自動車については②及び④、被牽引自動車については③から⑤まで、これら以外の自動車については①及び④に掲げる基準に適合しなければならない。

対象	・自動車
除外	—

この場合において、審査時車両状態における自動車の各軸重を計測することが困難な場合には、自動車検査証に記載された前軸重に55kgを加えた値を審査時車両状態における自動車の前軸重、自動車検査証に記載された後軸重の値を審査時車両状態における自動車の後軸重とみなすものとする。

また、車軸自動昇降装置付き自動車にあつては、車軸が上昇している状態についても計測するものとする。

① 主制動装置（②又は③の自動車のものを除く。）

ア 制動力の計量単位として「N」を用いる場合

(ア) 制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が4.90N/kg以上（降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラが濡れている場合には3.92N/kg以上）であること。

この場合において、ブレーキ・テストのローラ上で前車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、「4.90N/kg以上」とみなす。

(イ) 後車輪にかかわる制動力の和を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が0.98N/kg以上であること。

(ウ) 左右の車輪の制動力の差を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が0.78N/kg以下であること。

イ 制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合

(ア) 制動力の総和が審査時車両状態における自動車の重量の50%以上（降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラが濡れている場合には40%以上）であること。

この場合において、ブレーキ・テストのローラ上で前車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、「50%以上」とみなす。

(イ) 後車輪にかかわる制動力の和が審査時車両状態における当該車軸の軸重の10%以上であること。

(ウ) 左右の車輪の制動力の差が審査時車両状態における当該車軸の軸重の8%以下であること。

② 最高速度が80km/h未満であつて車両総重量が車両重量の1.25倍以下の自動車の主制動装置

- ア 制動力の計量単位として「N」を用いる場合
- (ア) 制動力の総和を車両総重量で除した値が 3.92N/kg 以上であること。
 この場合において、ブレーキ・テストのローラ上で前車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、「3.92N/kg 以上」とみなす。
- (イ) 左右の車輪の制動力の差を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が 0.78N/kg 以下であること。
- イ 制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合
- (ア) 制動力の総和が車両総重量の 40%以上であること。
 この場合において、ブレーキ・テストのローラ上で前車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、「40%以上」とみなす。
- (イ) 左右の車輪の制動力の差が審査時車両状態における当該車軸の軸重の 8%以下であること。
- ③ 被牽引自動車の主制動装置
- ア 制動力の計量単位として「N」を用いる場合
- (ア) 制動力の和を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が 4.90N/kg 以上（降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラが濡れている場合には 3.92N/kg 以上）であること。
 この場合において、ブレーキ・テストのローラ上で当該車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、「4.90N/kg 以上」とみなす。
- (イ) 左右の車輪の制動力の差を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が 0.78N/kg 以下であること。
- イ 制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合
- (ア) 制動力の和が審査時車両状態における当該車軸の軸重の 50%以上（降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラが濡れている場合には 40%以上）であること。
 この場合において、ブレーキ・テストのローラ上で当該車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、「50%以上」とみなす。
- (イ) 左右の車輪の制動力の差が審査時車両状態における当該車軸の軸重の 8%以下であること。
- ④ 主制動装置を除く制動装置（主制動装置を除く制動装置を 2 系統以上備える場合にはうち 1 系統）
- ア 制動力の計量単位として「N」を用いる場合
- (ア) 制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が 1.96N/kg 以上であり、かつ、当該装置を作動させて自動車を停止状態に保持した後において、液圧、空気圧又は電気的作用を利用していないこと。
- イ 制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合
- (ア) 制動力の総和が審査時車両状態における自動車の重量の 20%以上であり、かつ、当該装置を作動させて自動車を停止状態に保持した後において、液圧、空気圧又は電気的作用を利用していないこと。
- ⑤ 被牽引自動車に備える制動装置であって、走行中、牽引自動車と分離したときに当該被牽引自動車を停止させるために自動で作動するもの
- ア 制動力の計量単位として「N」を用いる場合
- (ア) 制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が 1.96N/kg 以上であること。
- イ 制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合
- (ア) 制動力の総和が審査時車両状態における自動車の重量の 20%以上であること。
- (2) ブレーキ・テストを用いて審査することが困難であるときに限り、走行その他の適切な方法により審査し、(1)に掲げる基準への適合性を判断することができるものとする。

9-4 窓ガラスの透過率（可視光線透過率測定器）

- (1) 次表に掲げる自動車に備える前面ガラス及び側面ガラス（運転者席より後方の部分を除く。）のうち運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線透過率が、着色フィルム等が装着（窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、又は塗装されたことにより、70%を下回るおそれがあると認められたときは、可視光線透過率測定器を用いて可視光線透過率を計測するものとする。

ただし、可視光線透過率が70%を下回ることが明らかである場合には、この限りではない。

対象	・自動車
除外	・被牽引自動車

9-5 自動車が発する騒音の大きさ（騒音計等）

次表に掲げる自動車は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、自動車の発する騒音が、自動車に対応するそれぞれの規制値を超えるおそれがないと認められる自動車にあつては、この基準に適合するものとする。

この場合において、指定自動車等が型式等の認証時から備える消音器（排気管等を含む。）であつて、その機能を損なう損傷等のないもの又は指定自動車等が型式等の認証時から備える消音器以外の消音器（排気管等を含む。）であつて、事務所等において測定したスクリーニング値が自動車に対応するそれぞれの規制値-3dB以下のものは、対応するそれぞれの規制値を超えるおそれがないものとして取扱うことができる。

対象	・自動車
除外	・被牽引自動車 ・排気管を有しない自動車 ・排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないもの

[排気騒音規制車]

- (1) 次表の「区分」に掲げる自動車であつて「適用日」以前に製作されたものは、排気騒音（当該自動車の原動機が最高出力時の回転数の60%で無負荷運転されている場合に発生する、排気管の開口部から後方へ20m離れた地上高さ1.2mの位置における騒音の大きさをいう。）をdBで表した値が85dBを超えない構造でなければならない。

区分	適用日
ア 型式指定自動車	昭和46年3月31日（同日以前の型式指定自動車にあつては、同年12月31日）
イ 騒音防止装置認定自動車	昭和50年12月31日
ウ 国土交通大臣が指定する自動車（ア及びイに掲げる自動車を除く。）	昭和53年12月31日
エ アからウまでに掲げる自動車以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車	昭和61年5月31日（輸入自動車にあつては、平成元年3月31日）
オ アからウまでに掲げる自動車以外の専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	昭和63年5月31日（輸入自動車にあつては、平成3年3月31日）
カ アからウまでに掲げる自動車以外の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	平成元年5月31日（輸入自動車にあつては、平成4年3月31日）

[平成26年又は平成28年騒音規制適用前の自動車の騒音規制]

- (2) 平成26年又は平成28年騒音規制の適用を受けない自動車（(1)に掲げる自動車を除く。）は別添9「近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が、次表の「区分」により適用される「規制値」を超える騒音を発しない構造でなければならない。

ただし、「適用日」以前に製作された自動車にあつては、「左欄以前の規制値」を超える騒音を発しないものであればよい。

区分	規制値	適用日			左欄以前の規制値		
		国産車		輸入自動車			
		新規生産車	継続生産車他				
ア 大型特殊自動車	110	—	—	—	110		
イ 普通自動車、 小型自動車及び 軽自動車（ウ及	車両総重量3.5t 超かつ原動機最 高出力150kW超	専ら乗用の用に供 する乗車定員11人 以上の自動車	99	H10.9.30	H11.8.31	H12.3.31	107

びエに掲げる自動車を除く。)		上記以外		H13. 9. 30	H15. 8. 31	H15. 8. 31	
	車両総重量 3.5t 超かつ原動機最高出力 150kW 以下	専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車（全輪駆動車を除く。）	98	H12. 9. 30	H13. 8. 31	H13. 8. 31	105
		上記以外		H13. 9. 30	H14. 8. 31	H14. 8. 31	
	車両総重量 1.7t 超 3.5t 以下		97	H12. 9. 30	H14. 8. 31	H14. 8. 31	103
	車両総重量 1.7t 以下			H11. 9. 30	H12. 8. 31	H13. 3. 31	
ウ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車（エに掲げる自動車を除く。）	車両の後部に原動機を有するもの	乗車定員 7 人以上	100	H11. 9. 30	H13. 8. 31	H14. 3. 31	103
		乗車定員 6 人以下		H10. 9. 30	H11. 8. 31	H12. 3. 31	
	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	乗車定員 7 人以上	96	H11. 9. 30	H13. 8. 31	H14. 3. 31	
		乗車定員 6 人以下		H10. 9. 30	H11. 8. 31	H12. 3. 31	
エ 二輪自動車又は側車付二輪自動車			94	H13. 9. 30	H15. 8. 31	H15. 8. 31	99

[平成 26 年騒音規制車]

(3) 平成 26 年騒音規制の適用を受ける二輪自動車にあっては、別添 10「近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音を dB で表した値が 94dB を超える騒音を発しない構造でなければならない。

[平成 28 年騒音規制車]

(4) 平成 28 年騒音規制の適用を受ける使用の過程にある自動車であって次に掲げるものは、それぞれに定める構造でなければならない。

ただし、細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器を備える自動車にあっては、別添 10「近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音を dB で表した値が性能等確認済表示に記載された近接排気騒音値から 5dB を超える騒音を発しない構造であること。

① 次表の「区分」に掲げる自動車のうち、当該自動車の消音器について改造又は交換を行ったものは、別添 9「近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音を dB で表した値がそれぞれ「規制値」を超える騒音を発しない構造であること。

区分		規制値
乗車定員 11 人以上の専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車を除く。）	車両総重量が 3.5t を超え、原動機最高出力が 150kW を超えるもの	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 94dB を超えるもの 自動車検査証備考欄記載値 +5
		自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 94dB を超えないもの 99
	車両総重量が 3.5t を超え、原動機最高出力が 150kW 以下のもの	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 93dB を超えるもの 自動車検査証備考欄記載値 +5
		自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 93dB を超えないもの 98
	車両総重量が 3.5t 以下のもの	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 92dB を超えるもの 自動車検査証備考欄記載値 +5
		自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 92dB を超えないもの 97
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車（三輪自動車を除く。）	車両の後部に原動機を有するもの	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 95dB を超えるもの 自動車検査証備考欄記載値 +5
		自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 95dB を超えないもの 100

	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が91dBを超えるもの	自動車検査証備考欄記載値 +5
		自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が91dBを超えないもの	96
二輪自動車及び側車付二輪自動車（使用の過程において二輪自動車から改造を行ったものに限る。）	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が89dBを超えるもの		自動車検査証備考欄記載値 +5
	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が89dBを超えないもの		94

② 次表の「区分」に掲げる自動車のうち、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないものは、別添 10「近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音をdBで表した値が、それぞれ「規制値」を超える騒音を発しない構造であること。

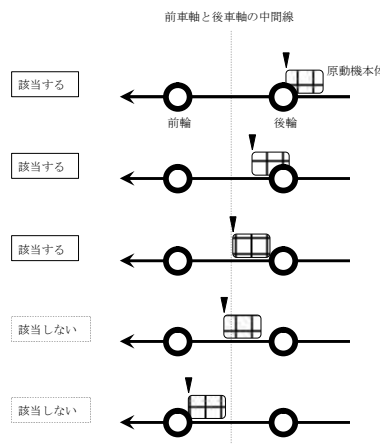
区分	規制値
自動車（側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）	自動車検査証備考欄記載値 +5
側車付二輪自動車（使用の過程において二輪自動車から改造を行ったものに限る。）	+5

(5) (2) 及び (4) の表中「車両の後部に原動機を有するもの」とあるのは、原動機本体の前端を通り、車両中心線に垂直な平面と車両中心線との交点が、最も前方の車軸中心又は最も後方の車軸中心を含み、車両中心線に垂直な二つの平面と車両中心線とのそれぞれの交点の中心より後方にある自動車をいう。

この場合、原動機本体とは、原動機ファン、充電発電器、空気清浄器等の機関に必要な附属装置は取付け、放熱器、消音器、クラッチ、変速機等は取除いた状態をいう。

ただし、ファン、充電発電機、空気清浄器等が原動機から切り離されて別に装着されているものにあつては、それらを除いた状態とする。

(参考図) 「車両の後部に原動機を有するもの」の該当判定



9-6 自動車から排出される一酸化炭素及び炭化水素の濃度(一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器)

(1) 次表に掲げる自動車は、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値（暖機状態の自動車の排気管内にプローブ（一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部）を60cm程度挿入して測定したものとする。ただし、プローブを60cm程度挿入して測定することが困難な自動車については、外気の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。）及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次の①から⑥までの自動車の種類に応じ、いずれかに規定する一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであること。

対象	・ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車
除外	・定格出力が19kW未満又は560kW以上である原動機を備えた大型特殊自動車

なお、一酸化炭素又は炭化水素の測定器は、使用開始前に十分暖機し、1日1回校正を行ったうえで使用する。

ること。

また、当該自動車の型式に排出ガス規制の識別記号が付されている場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。

① ②から⑥までに掲げる自動車以外の自動車

規制の呼び	識別記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	一酸化炭素 CO (%)	炭化水素 HC (ppm)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H10. 9. 30 以前	H11. 8. 31 以前	H12. 3. 31 以前	4. 5	1200
H10 以降	GC, GE, GF, GG, HK 以降	H10. 10. 1	H11. 9. 1	H12. 4. 1	1. 0	300

② 二輪自動車（小型自動車に限る。）又は側車付二輪自動車（小型自動車に限る。）

規制の呼び	識別記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	一酸化炭素 CO (%)	炭化水素 HC (ppm)
		新規生産車	継続生産車他			
なし	なし	H11. 9. 30 以前	H12. 8. 31 以前	H13. 3. 31 以前	なし	なし
H11	BC, BD	H11. 10. 1	H12. 9. 1	H13. 4. 1	4. 5	7800 (2サイクル) 2000 (4サイクル)
H19	EAL, EBL, ELL,	H19. 10. 1	H20. 9. 1	H20. 9. 1	3. 0	1000
H28	2AL, 2BL, 2LL	H28. 10. 1	H29. 9. 1	H29. 9. 1	3. 0	1000
R2	8AL, 8BL, 8LL	R2. 12. 1	R4. 11. 1	R4. 11. 1	0. 5	1000

③ 4サイクルの原動機を有する軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）

規制の呼び	識別記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	一酸化炭素 CO (%)	炭化水素 HC (ppm)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H10. 9. 30 以前	H11. 8. 31 以前	H12. 3. 31 以前	4. 5	1200
H10 以降	GD, GF 以降	H10. 10. 1	H11. 9. 1	H12. 4. 1	2. 0	500

④ 大型特殊自動車

規制の呼び	識別記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	一酸化炭素 CO (%)	炭化水素 HC (ppm)
		新規生産車	継続生産車他			
なし	なし	H19. 9. 30 以前	H20. 8. 31 以前	H20. 8. 31 以前	なし	なし
H19	EAT, EBT, ELT	H19. 10. 1	H20. 9. 1	H20. 9. 1	1. 0	500

⑤ 2サイクルの原動機を有する自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）

規制の	識別	適用日			規制値	
-----	----	-----	--	--	-----	--

呼び	記号	国産車		輸入自動車	一酸化炭素 CO (%)	炭化水素 HC (ppm)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	—	—	—	4.5	7800

⑥ 原動機の構造が特殊であると国土交通大臣が認定した次表に掲げる自動車

規制の 呼び	識別 記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	一酸化炭素 CO (%)	炭化水素 HC (ppm)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	—	—	—	4.5	3300

【対象自動車一覧：乗用自動車等】

	車名・型式	通称名	備考
1	ホンダ AS280	ホンダ S500	全車種
2	ホンダ AS285	ホンダ S600	全車種
3	ホンダ AS285C	ホンダ S600 クーペ	全車種
4	ホンダ AS800	ホンダ S800	全車種
5	ホンダ AS800C	ホンダ S800 クーペ	全車種
6	ダイハツ F40K	コンバーノ・スパイダー	全車種
7	トヨタ MF10	トヨタ 2000GT	全車種
8	トヨタ RT55	トヨタ 1600GT	全車種
9	マツダ KPDA	キャロル 360	全車種
10	マツダ L10A	コスモ・スポーツ	全車種
11	マツダ L10B	コスモ・スポーツ	全車種
12	マツダ M10A	ファミリア・プレスト・ロータリー	全車種
13	マツダ S102A	サバンナ	全車種
14	マツダ S102AL	サバンナ	全車種
15	マツダ S102W	サバンナ・ワゴン	全車種
16	マツダ S124A	サバンナ GT	全車種
17	マツダ S122A	カペラ・ロータリー	全車種
18	マツダ S122AL	カペラ・ロータリー	全車種
19	マツダ LA22S	ルーチェ・ロータリー	全車種
20	マツダ M13P	ルーチェ・ロータリー・クーペ	全車種
21	ダットサン SR311	フェアレディ 2000 スポーツ	全車種
22	ニッサン PGC10	スカイライン 2000GT-R	全車種
23	ニッサン KPGC10	スカイライン 2000GT-R	全車種
24	ニッサン KPGC110	スカイライン 2000GT-R	全車種
25	ニッサン PS30	フェアレディ Z432	全車種
26	プリンス 54	スカイライン 2000GT-B	類別区分番号が 110 以外のもの
27	ダットサン P411	ブルーバード・スポーツ・セダン	類別区分番号が 010、020、030、060、110、120、130、160、510 以外のもの
28	いすゞ PR91	ベレット 1600GTR	類別区分番号が 004 のもの
29	いすゞ PA90	いすゞ117 クーペ	類別区分番号が 006、007 以外のもの
30	スバル A12	スバル 1000 スポーツ・セダン	類別区分番号が 391 のもの
31	スバル A14	スバル 1100 スポーツ	類別区分番号が 291、491 のもの
32	三菱 A27	ニュー・コルト 1500 スポーツ・セダン	類別区分番号 007、008 のもの

33	三菱 A30	三菱デボネア・スタンダード	車台番号が A30-00001 から A30-12364 までのもの
34	三菱 A52	コルトギャラン	類別区分番号が 005 のもの
35	三菱 A52H	コルトギャラン・ハードトップ	類別区分番号が 005 のもの
36	三菱 A53	コルトギャラン	車台番号が A53-070001 から A53-0703949 まで、A53-3700001 から A53-3701645 までのもの
37	三菱 A53H	コルトギャラン・ハードトップ	車台番号が A53H-0700001 から A53H-0706955 まで、A53H-3700001 から A53H-3701678 までのもの
38	三菱 A53C	コルトギャラン GTO	類別区分番号が 002、003、004、006 のもの
39	三菱 A55C	コルトギャラン GTO	類別区分番号が 003、004、007、008 のもの
40	三菱 A61	コルトギャラン FTO	類別区分番号が 003 のもの
41	三菱 A82	コルト 1100F スーパースポーツ	類別区分番号が 003、004、007、008 のもの

【対象自動車一覧：貨物自動車等】

	車名・型式	通称名	備考
1	ホンダ AK250	ホンダ T360	全車種
2	ホンダ AK280	ホンダ T500	全車種
3	ホンダ AL700	ホンダ LA700	全車種
4	ホンダ AP700	ホンダ AP700	全車種
5	マツダ KBDAVD	B360 ライトバン	全車種
6	マツダ KBDA33	B360トラック	全車種
7	マツダ KBDBV	ポーター（ライトバン）	全車種
8	マツダ KBDB33	ポーター（トラック）	全車種

9-7 自動車から排出される排出物の光吸収係数又は黒煙による汚染度(オパシメータ又は黒煙測定器)

- (1) 次表に掲げる自動車は、原動機を無負荷運転した後、原動機を無負荷のまま急速に加速ペダルを一杯に踏み込んだ場合において、加速ペダルを踏み込み始めた時から発生する排気管から大気中に排出される排出物の別添 11「無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法」に規定する方法により測定した光吸収係数又は別添 12「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する方法により測定した黒煙による汚染度の測定値が、次の①から⑮までの自動車の種類に応じ、いずれかに規定する光吸収係数又は黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものであること。

対象	軽油を燃料とする自動車
除外	<ul style="list-style-type: none"> ・二輪自動車 ・側車付二輪自動車 ・軽自動車 ・定格出力が 19kW 未満又は 560kW 以上である原動機を備えた大型特殊自動車

なお、当該自動車の型式に排出ガス規制の識別記号が付されている場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。

【適用関係の整理】

◇自動車（大型特殊自動車を除く。）であって次に掲げるものは、それぞれの表に規定する「光吸収係数」の規制値は適用しない。

ただし、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、それぞれの表に規定する「光吸収係数」の規制値（規制値に代えてスクリーニング値が記載されている場合）にあってはスクリーニ

- ング値とする。)を超えないものは、「黒煙汚染度」の規制値を超えないものとみなす。
- ① 平成 19 年 8 月 31 日（輸入自動車にあっては平成 20 年 7 月 31 日）以前の型式指定自動車（型式指定番号「15999」以前のもの）、新型届出自動車又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車（装置型式指定番号「G-2000」以前のもの）
 - ② 平成 19 年 8 月 31 日（輸入自動車にあっては平成 20 年 7 月 31 日）以前の新型届出自動車（一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）
 - ③ 平成 20 年 7 月 31 日以前の輸入自動車特別取扱自動車
 - ④ 平成 19 年 8 月 31 日（輸入自動車にあっては平成 20 年 7 月 31 日）以前に初めて新規検査又は予備検査を受けた排出ガス非認証車
 - ⑤ 平成 19 年 9 月 1 日（輸入自動車にあっては平成 20 年 8 月 1 日）以降に初めて新規検査又は予備検査を受ける排出ガス非認証車であって、黒煙汚染度の規制値が 40%又は 50%のもの

① 乗車定員 10 人以下の専ら乗用の用に供する自動車（車両重量が 1,265kg 以下のものに限る。）

規制の呼び	識別記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m ⁻¹)	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H6. 9. 30 以前	H7. 8. 31 以前	H8. 3. 31 以前	— (2.76) ※1	50
H6	KD	H6. 10. 1	H7. 9. 1	H8. 4. 1	— (1.62) ※1	40
H9 以降	KE 以降	H9. 10. 1	H11. 7. 1	H12. 4. 1	— (0.80) ※1	25
H17	3 桁 ※2	H19. 9. 1 (国産車) H20. 8. 1 (輸入車) ※2	H19. 9. 1 (排出ガス非認証車に限る。) ※2	H20. 8. 1 (排出ガス非認証車に限る。) ※2	0.80	25
H21	3 桁の 1 桁目が L, F, M, Q, R	H21. 10. 1	H22. 9. 1	H22. 9. 1	0.50	—
H30	3 桁の 1 桁目が 3, 4, 5, 6, 7	H30. 10. 1	R3. 1. 1 ※3	R3. 1. 1	0.50	—

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載されているもの又は自動車検査証に記載されている型式指定番号が「16000」以降のものはオパシメータ測定車

※3 出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日により判断することを示す。

② 乗車定員 10 人以下の専ら乗用の用に供する自動車（車両重量が 1,265kg を超えるものに限る。）

規制の呼び	識別記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m ⁻¹)	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H6. 9. 30 以前	H7. 8. 31 以前	H8. 3. 31 以前	— (2.76) ※1	50
H6	KD	H6. 10. 1	H7. 9. 1	H8. 4. 1	— (1.62) ※1	40
H10 以降	KH 以降	H10. 10. 1	H11. 9. 1	H12. 4. 1	— (0.80) ※1	25
H17	3 桁	H19. 9. 1 (国産車)	H19. 9. 1	H20. 8. 1	0.80	25

	※2	H20. 8. 1 (輸入車)	(排出ガス非認 証車に限る。)	(排出ガス非認 証車に限る。)		
H21	3 桁の 1 桁目 が L, F, M, Q, R	H21. 10. 1	H22. 9. 1	H22. 9. 1	0. 50	—
H30	3 桁の 1 桁目 が 3, 4, 5, 6, 7	H30. 10. 1	R3. 1. 1 ※3	R3. 1. 1	0. 50	—

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載されているもの又は自動車検査証に記載されている型式指定番号が「16000」以降のものはオパシメータ測定車

※3 出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日より判断することを示す。

③ 車両総重量が 1.7t 以下の自動車（乗車定員 10 人以下の専ら乗用の用に供する自動車を除く。）

規制の 呼び	識別 記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m^{-1})	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H5. 9. 30 以前	H6. 8. 31 以前	H7. 3. 31 以前	— (2. 76) ※1	50
H5	KA	H5. 10. 1	H6. 9. 1	H7. 4. 1	— (1. 62) ※1	40
H9 以降	KE 以降	H9. 10. 1	H11. 7. 1	H12. 4. 1	— (0. 80) ※1	25
H17	3 桁 ※2	H19. 9. 1 (国産車) H20. 8. 1 (輸入車)	H19. 9. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	H20. 8. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	0. 80	25
H21	3 桁の 1 桁目 が L, M, Q, R	H21. 10. 1	H22. 9. 1	H22. 9. 1	0. 50	—
H30	3 桁の 1 桁目 が 3, 4, 5, 6, 7	H30. 10. 1	R3. 1. 1 ※3	R3. 1. 1	0. 50	—

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載されているもの又は自動車検査証に記載されている型式指定番号が「16000」以降のものはオパシメータ測定車

※3 出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日より判断することを示す。

④ 車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下の自動車（乗車定員 10 人以下の専ら乗用の用に供する自動車を除

く。)

規制の呼び	識別記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m^{-1})	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H5.9.30以前	H6.8.31以前	H7.3.31以前	— (2.76) ※1	50
H5	KB	H5.10.1	H6.9.1	H7.4.1	— (1.62) ※1	40
H9	KF	H9.10.1 (MT)	H11.7.1 (MT)	H12.4.1 (MT)	— (0.80) ※1	25
H10以降	KJ以降	H10.10.1 (MT以外)	H11.9.1 (MT以外)	H12.4.1 (MT以外)		
H17	3桁 ※2	H19.9.1(国産車) H20.8.1(輸入車)	H19.9.1 (排出ガス非認証車に限る。)	H20.8.1 (排出ガス非認証車に限る。)	0.80	25
H22	3桁の1桁目がS,T	H22.10.1	H23.9.1	H23.9.1	0.50	—
H30	3桁の1桁目が3,4,5,6,7	R1.10.1	R3.9.1 ※3	R3.9.1	0.50	—

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載されているもの又は自動車検査証に記載されている型式指定番号が「16000」以降のものはオパシメータ測定車

※3 出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日により判断することを示す。

⑤ 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下の自動車（乗車定員10人以下の専ら乗用の用に供する自動車を除く。）

規制の呼び	識別記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m^{-1})	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H6.9.30以前	H7.8.31以前	H8.3.31以前	— (2.76) ※1	50
H6	KC	H6.10.1	H7.9.1	H8.4.1	— (1.62) ※1	40
H9以降	KG以降	H9.10.1	H11.7.1	H12.4.1	— (0.80) ※1	25
H17	3桁 ※2	H19.9.1(国産車) H20.8.1(輸入車)	H19.9.1 (排出ガス非認証車に限る。)	H20.8.1 (排出ガス非認証車に限る。)	0.80	25
H21	3桁の1桁目がL,M,Q,R	H21.10.1	H22.9.1	H22.9.1	0.50	—
H30	3桁の1桁目が3,4,5,6,7	R1.10.1	R3.9.1 ※3	R3.9.1	0.50	—

- ※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。
- ※2 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載されているもの又は自動車検査証に記載されている型式指定番号が「16000」以降のものはオパシメータ測定車
- ※3 出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日より判断することを示す。

⑥ 車両総重量が 3.5t を超え 7.5t 以下の自動車（乗車定員 10 人以下の専ら乗用の用に供する自動車を除く。）

規制の呼び	識別記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m ⁻¹)	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H6.9.30 以前	H7.8.31 以前	H8.3.31 以前	— (2.76) ※1	50
H6	KC	H6.10.1	H7.9.1	H8.4.1	— (1.62) ※1	40
H10 以降	KK 以降	H10.10.1	H11.9.1	H12.4.1	— (0.80) ※1	25
H17	3 桁 ※2	H19.9.1 (国産車) H20.8.1 (輸入車)	H19.9.1 (排出ガス非認証車に限る。)	H20.8.1 (排出ガス非認証車に限る。)	0.80	25
H22	3 桁の 1 桁目が S, T	H22.10.1	H23.10.1	H23.10.1	0.50	—
H28	3 桁の 1 桁目が 2	H30.10.1	H31.9.1	H31.9.1	0.50 ※3	—

- ※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。
- ※2 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載されているもの又は自動車検査証に記載されている型式指定番号が「16000」以降のものはオパシメータ測定車
- ※3 新たに運行の用に供しようとする自動車（7-58-1-2 (3) を適用するものを除く。）については適用しない。

⑦ 車両総重量が 7.5t を超え 12t 以下の自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車以外の自動車に限る。）

規制の呼び	識別記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m ⁻¹)	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H6.9.30 以前	H7.8.31 以前	H8.3.31 以前	— (2.76) ※1	50
H6	KC	H6.10.1	H7.9.1	H8.4.1	— (1.62) ※1	40
H10 以降	KK 以降	H10.10.1	H11.9.1	H12.4.1	— (0.80) ※1	25
H17	3 桁 ※2	H19.9.1 (国産車) H20.8.1 (輸入車)	H19.9.1 (排出ガス非認証車に限る。)	H20.8.1 (排出ガス非認証車に限る。)	0.80	25
H22	3 桁の 1 桁目が S, T	H22.10.1	H23.10.1	H23.10.1	0.50	—
H28	3 桁の 1 桁目が 1	H28.10.1	H29.9.1	H29.9.1	0.50 ※3	—

	が2				
--	----	--	--	--	--

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載されているもの又は自動車検査証に記載されている型式指定番号が「16000」以降のものはオパシメータ測定車

※3 新たに運行の用に供しようとする自動車（7-58-1-2（3）を適用するものを除く。）については適用しない。

⑧ 車両総重量が12tを超える自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車以外の自動車に限る。）

規制の呼び	識別記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m^{-1})	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H6. 9. 30 以前	H7. 8. 31 以前	H8. 3. 31 以前	— (2.76) ※1	50
H6	KC	H6. 10. 1	H7. 9. 1	H8. 4. 1	— (1.62) ※1	40
H11 以降	KL 以降	H11. 10. 1	H12. 9. 1	H13. 4. 1	— (0.80) ※1	25
H17	3桁 ※2	H19. 9. 1(国産車) H20. 8. 1(輸入車)	H19. 9. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	H20. 8. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	0.80	25
H21	3桁の 1桁目 が L, M, Q, R	H21. 10. 1	H22. 9. 1	H22. 9. 1	0.50	—
H28	3桁の 1桁目 が2	H28. 10. 1	H29. 9. 1	H29. 9. 1	0.50 ※3	—

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載されているもの又は自動車検査証に記載されている型式指定番号が「16000」以降のものはオパシメータ測定車

※3 新たに運行の用に供しようとする自動車（7-58-1-2（3）を適用するものを除く。）については適用しない。

⑨ 車両総重量が7.5tを超え12t以下の自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車に限る。）

規制の呼び	識別記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m^{-1})	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H6. 9. 30 以前	H7. 8. 31 以前	H8. 3. 31 以前	— (2.76) ※1	50
H6	KC	H6. 10. 1	H7. 9. 1	H8. 4. 1	— (1.62) ※1	40
H10 以降	KK 以降	H10. 10. 1	H11. 9. 1	H12. 4. 1	— (0.80) ※1	25
H17	3桁 ※2	H19. 9. 1(国産車) H20. 8. 1(輸入車)	H19. 9. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	H20. 8. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	0.80	25
H22	3桁の 1桁目 がS, T	H22. 10. 1	H23. 10. 1	H23. 10. 1	0.50	—

H28	3 桁の 1 桁目 が 2	H29. 10. 1	H30. 9. 1	H30. 9. 1	0. 50 ※3	—
-----	---------------------	------------	-----------	-----------	----------	---

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載されているもの又は自動車検査証に記載されている型式指定番号が「16000」以降のものはオパシメータ測定車

※3 新たに運行の用に供しようとする自動車（7-58-1-2（3）を適用するものを除く。）については適用しない。

⑩ 車両総重量が 12t を超える自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車に限る。）

規制の 呼び	識別 記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m^{-1})	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H6. 9. 30 以前	H7. 8. 31 以前	H8. 3. 31 以前	— (2. 76) ※1	50
H6	KC	H6. 10. 1	H7. 9. 1	H8. 4. 1	— (1. 62) ※1	40
H11 以降	KL 以降	H11. 10. 1	H12. 9. 1	H13. 4. 1	— (0. 80) ※1	25
H17	3 桁 ※2	H19. 9. 1 (国産車) H20. 8. 1 (輸入車)	H19. 9. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	H20. 8. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	0. 80	25
H21	3 桁の 1 桁目 が L, M, Q, R	H21. 10. 1	H22. 9. 1	H22. 9. 1	0. 50	—
H28	3 桁の 1 桁目 が 2	H29. 10. 1	H30. 9. 1	H30. 9. 1	0. 50 ※3	—

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載されているもの又は自動車検査証に記載されている型式指定番号が「16000」以降のものはオパシメータ測定車

※3 新たに運行の用に供しようとする自動車（7-58-1-2（3）を適用するものを除く。）については適用しない。

⑪ 定格出力が 19kW 以上 37kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車

規制の 呼び	識別 記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m^{-1})	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H19. 9. 30 以前	H20. 8. 31 以前	H20. 8. 31 以前	—	なし
H19	ECM, EDM, EMM	H19. 10. 1	H20. 9. 1	H20. 9. 1	— (1. 62) ※1	40
H25	XCM, XDM, XMM	H25. 10. 1	H27. 9. 1	H27. 9. 1	— (0. 80) ※1	25
H26	YCM,	H28. 10. 1	H29. 9. 1	H29. 9. 1	0. 50 ※2	—

	YDM, YMM					
--	-------------	--	--	--	--	--

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 新たに運行の用に供しようとする大型特殊自動車（7-58-1-2（4）を適用するものを除く。）については適用しない。

⑫ 定格出力が 37kW 以上 56kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車

規制の 呼び	識別 記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m^{-1})	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車※1	継続生産車他			
—	—	H20. 9. 30 以前	H21. 8. 31 以前	H21. 8. 31 以前	—	なし
H20	KCN, KDN, KMM	H20. 10. 1	H21. 9. 1	H21. 9. 1	— (1. 27) ※1	35
H25	XCN, XDN, XMN	H25. 10. 1	H26. 11. 1	H26. 11. 1	— (0. 80) ※1	25
H26	YCN, YDN, YMN	H28. 10. 1	H29. 9. 1	H29. 9. 1	0. 50 ※2	—

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 新たに運行の用に供しようとする大型特殊自動車（7-58-1-2（4）を適用するものを除く。）については適用しない。

⑬ 定格出力が 56kW 以上 75kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車

規制の 呼び	識別 記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m^{-1})	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H20. 9. 30 以前	H22. 8. 31 以前	H22. 8. 31 以前	—	なし
H20	KCP, KDP, KMP	H20. 10. 1	H22. 9. 1	H22. 9. 1	— (1. 01) ※1	30
H24	WCP, WDP, WMP	H24. 10. 1	H26. 4. 1	H26. 4. 1	— (0. 80) ※1	25
H26	YCP, YDP, YMP	H27. 10. 1	H29. 9. 1	H29. 9. 1	0. 50 ※2	—

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 新たに運行の用に供しようとする大型特殊自動車（7-58-1-2（4）を適用するものを除く。）については適用しない。

⑭ 定格出力が 75kW 以上 130kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車

規制の	識別	適用日	規制値
-----	----	-----	-----

呼び	記号	国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m^{-1})	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H19. 9. 30 以前	H20. 8. 31 以前	H20. 8. 31 以前	—	なし
H19	ECR, EDR, EMR	H19. 10. 1	H20. 9. 1	H20. 9. 1	— (0.80) ※1	25
H24	WCR, WDR, WMR	H24. 10. 1	H25. 11. 1	H25. 11. 1		
H26	YCR, YDR, YMR	H27. 10. 1	H29. 9. 1	H29. 9. 1	0.50 ※2	—

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 新たに運行の用に供しようとする大型特殊自動車（7-58-1-2（4）を適用するものを除く。）については適用しない。

9-8 走行用前照灯の明るさ及び照射方向（前照灯試験機）

(1) 次表に掲げる自動車の走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の明るさ等に関し、テスト等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、設備・体制整備等を行い審査の実施が可能となる環境が整うまでの間は、①後段及び②後段に規定する審査方法によることができる。

対象	・自動車
除外	・被牽引自動車

① 走行用前照灯（最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯を除く。）は、その全てを照射したときに、夜間にその前方 100m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、50m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。

この場合において、次表に掲げる自動車にあっては、前照灯試験機（走行用）を用いてアの計測の条件により計測（前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあっては、その他適切な方法により計測）し、イの計測値の判定に掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。

対象	・除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの ・最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車 ・9-8（1）ただし書の自動車
除外	・最高速度 20km/h 未満の自動車 ・昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された最高速度 25km/h 未満の自動車

【適用関係の整理】

◇昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車にあっては、「夜間にその前方 100m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、50m）」を「夜間にその前方 50m（軽自動車、最高速度 25km/h 未満の自動車にあっては、15m）」と読み替えることができる。

◇昭和 38 年 10 月 14 日以前に製作された自動車にあっては、「（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、50m）」を「（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び大型特殊自動車にあっては、50m）」と読み替えることができる。

◇平成 10 年 8 月 31 日以前に製作された自動車については、対象表を次のとおり読み替えることができる。

対象	・自動車
除外	・最高速度 20km/h 未満の自動車 ・昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された最高速度 25km/h 未満の自動車

◇令和 2 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、対象表中の「9-8 (1) ただし書の自動車」を「二輪自動車及び側車付二輪自動車」に読み替えることができる。

ア 計測の条件

- (ア) 直進姿勢であり、かつ、審査時車両状態
- (イ) 手動式の前照灯照射方向調節装置を備えた自動車にあっては、(ア) の状態に対応するように当該装置の操作装置を調節した状態
- (ウ) 原動機が作動している状態
- (エ) 前照灯試験機（走行用）の受光部と走行用前照灯を正対させた状態
- (オ) 計測に支障をきたすおそれのある場合は、計測する灯火以外の灯器を遮蔽した状態

イ 計測値の判定

- (ア) 自動車に備える走行用前照灯（四灯式にあっては、主走行用ビーム）は、その最高光度点が、前方 10m の位置において、次表に掲げる範囲内及び光度以上であること。

対象	最高光度点の範囲	最高光度点における光度
自動車	走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面より 100mm 上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの 5 分の 1 下方の平面に挟まれた範囲にあること。	次に掲げる光度以上であって、かつ、最高光度の合計は、430,000cd を超えないこと。 ・四灯式以外のものであってすれ違い用前照灯が同時に点灯しない構造のものにあっては、1 灯につき 15,000cd 以上であること。 ・四灯式以外のものであってすれ違い用前照灯が同時に点灯する構造のものにあっては、1 灯につき 12,000cd 以上であること。ただし、12,000cd に満たない場合にあっては、同時に点灯するすれ違い用前照灯との光度の和が 15,000cd 以上であってよい。 ・四灯式のものにあっては、主走行用ビームの光度が 1 灯につき 12,000cd 以上、又は他の走行用前照灯との光度の和が 15,000cd 以上であること。
・除雪、土木作業、その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの ・最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車 ・昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車	走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面より 100mm 上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの 10 分の 3 下方の平面に挟まれた範囲にあること。	・1 灯につき 10,000cd 以上であること。

② 走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。

ただし、曲線道路用配光可変型走行用前照灯にあっては、その照射光線は、直進姿勢において自動車の進行方向を正射するものであればよい。

この場合において、次表に掲げる自動車にあっては、前照灯試験機（走行用）を用いて①アの各号により自動車を計測したとき（前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあっては、その他適切な方法により計測したとき）に、走行用前照灯（四灯式にあっては、主走行用ビーム）の最高光度点が、前方 10m の位置において、次表の範囲内にあるものは、この基準に適合するものとする。

対象	・除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの
----	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車 ・9-8 (1) ただし書の自動車
除外	<ul style="list-style-type: none"> ・最高速度 20km/h 未満の自動車

【適用関係の整理】

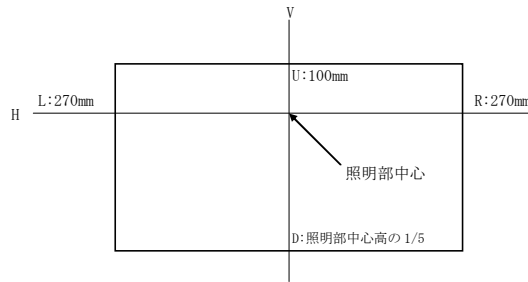
◇平成 10 年 8 月 31 日以前に製作された自動車については、対象表を次のとおり読み替えることができる。

対象	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車
除外	<ul style="list-style-type: none"> ・最高速度 20km/h 未満の自動車

◇令和 2 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、対象表中の「9-8 (1) ただし書の自動車」を「二輪自動車及び側車付二輪自動車」に読み替えることができる。

対象	最高光度点の範囲
自動車 <ul style="list-style-type: none"> ・除雪、土木作業、その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの ・最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車 	走行用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左右にそれぞれ 270mm の鉛直面の範囲にあること。

(参考図) 走行用前照灯の判定値



9-9 すれ違い用前照灯の明るさ及び照射方向（前照灯試験機）

(1) すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、①アにより計測することが困難な自動車又は 9-8 (1) の規定の適用を受けた自動車であって、9-8 (1) ①及び②の計測の条件で計測し、それぞれの判定の基準に適合した自動車にあつては、視認等その他適切な方法により審査することができる。

① すれ違い用前照灯（その光度が 10,000cd 以上である走行用前照灯を備える最高速度 20km/h 未満の自動車に備えるものを除く。）は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その全てを同時に照射したときに、夜間にその前方 40m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車に備えるものにあつては、15m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。

この場合において、次表に掲げる自動車にあつては、前照灯試験機（すれ違い用）を用いてアにより計測し、イに掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。

対象	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車
除外	<ul style="list-style-type: none"> ・除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの ・最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車 ・すれ違い用前照灯の光度が 10,000cd 以上である走行用前照灯を備える最高速度 20km/h 未満の自動車

【適用関係の整理】

- ◇昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、①の基準にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。
すれ違い用前照灯は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その全てを同時に照射したときに、夜間にその前方 15m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。
ただし、軽自動車、最高速度 25km/h 未満の自動車に備えるものでその光源が 25W 以下のものにあつては、減光し又は照射方向を downward に変換することができる構造でなくてもよい。
- ◇昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、「夜間にその前方 40m」を「夜間にその前方 30m」と読替え、①後段の規定は適用しないことができる。
- ◇平成 10 年 8 月 31 日以前に製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車、地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車を除く。）については、①後段の規定は適用しないことができる。
- ◇平成 10 年 3 月 31 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（輸入自動車以外の自動車であつて平成 9 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）については、①後段の規定は適用しないことができる。

ア 計測の条件

- (ア) 直進姿勢であり、かつ、審査時車両状態
- (イ) 手動式の前照灯照射方向調節装置を備えた自動車にあつては、(ア) の状態に対応するように当該装置の操作装置を調節した状態
- (ウ) 原動機が作動している状態
- (エ) 前照灯試験機（すれ違い用）の受光部とすれ違い用前照灯とを正対させた状態
- (オ) 計測に支障をきたすおそれのある場合は、計測する灯火以外の灯器を遮蔽した状態

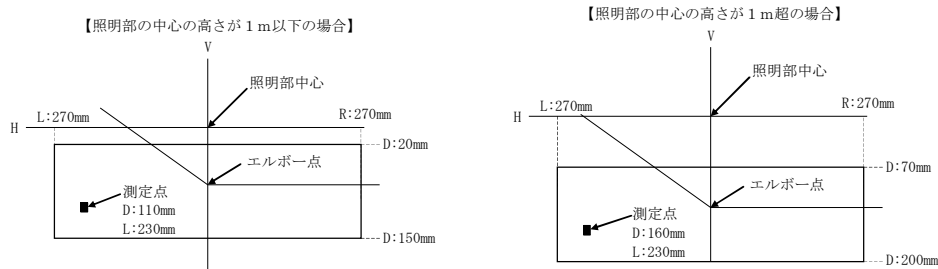
イ 計測値の判定

- (ア) 次表に掲げる自動車に備えるすれ違い用前照灯（カットオフラインを有するものに限る。）のエルボ一点又はカットオフラインの位置及び光度は、次表に掲げる基準に適合するものであること。

対象	エルボ一点又はカットオフラインの位置	光度
自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	エルボ一点の位置は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° [20mm] 及び下方 0.86° [150mm]（当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあつては、下方 0.41° [70mm] 及び下方 1.16° [200mm]）の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 1.55° [270mm] の直線に囲まれた範囲内にあること。 ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあつては、前段のエルボ一点の位置又は次のカットオフラインの位置のいずれかの基準に適合するものであればよい。 カットオフラインと、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より右方 1.50° [260mm] 及び右方 2.50° [440mm] の鉛直面が交わる 2 つの位置は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° [20mm] 及び下方 0.86° [150mm]（当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあつては、下方 0.41° [70mm] 及び下方 1.16° [200mm]）	「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.60° [110mm]（当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあつては、下方 0.90° [160mm]）の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 1.30° [230mm] の鉛直面が交わる位置において、1 灯につき 6,400cd 以上であること。 ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあつては、左欄のエルボ一点又はカットオフラインの位置で計測した光度が 6,400cd 未満となる場合に限り、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.27° [50mm] 及び下方 0.93° [160mm]（当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあつては、下方 0.57° [100mm] 及び下方 1.23° [220mm]）の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 0.30° [50mm] 及び左方 2.30° [400mm] の鉛直面に囲まれた範囲内のいずれかの位置において、1 灯につき 6,400cd 以上であればよい。

	<p>の平面に挟まれた範囲内にあればよい。 ※ [] 内は前方 10m の位置における値</p>
--	---

(参考図) カットオフラインを有するすれ違い用前照灯の判定値

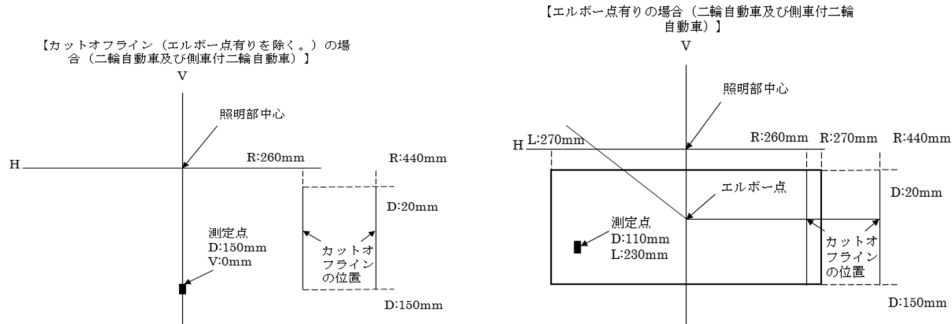


(イ) 次表に掲げる自動車に備えるすれ違い用前照灯 (カットオフラインを有するものに限る。) のエルボ一点又はカットオフラインの位置及び光度は、次表に掲げる基準に適合するものであること。

対象	エルボ一点又はカットオフラインの位置	光度
<ul style="list-style-type: none"> ・二輪自動車 ・側車付二輪自動車 	<p>カットオフラインと「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より右方 1.50° [260mm] 及び右方 2.50° [440mm] の鉛直面が交わる 2 つの位置は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° [20mm] 及び下方 0.86° [150mm] の平面に挟まれた範囲内にあること。</p> <p>ただし、エルボ一点を有するものにあつては、前段のカットオフラインの位置又は次のエルボ一点の位置のいずれかの基準に適合するものであればよい。</p> <p>エルボ一点の位置は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° [20mm] 及び下方 0.86° [150mm] の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 1.55° [270mm] の鉛直面に囲まれた範囲内にあればよい。</p> <p>※ [] 内は前方 10m の位置における値</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・エルボ一点を有するものを除き、すれ違い用前照灯の光度は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.86° [150mm] の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」が交わる位置において、1 灯につき 3,200cd 以上であること。 ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあっては、カットオフラインの位置は左欄の基準を満たすが、光度が 3,200cd 未満となる場合に限り、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.53° [90mm] 及び下方 1.19° [210mm] の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 1.00° [180mm] の鉛直面に囲まれた範囲内のいずれかの位置において、1 灯につき 3,200cd 以上であればよい。 ・エルボ一点を有するすれ違い用前照灯の光度は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.60° [110mm] の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 1.30° [230mm] の鉛直面が交わる位置において、1 灯につき 3,200cd 以上であること。 ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあっては、左欄のエルボ一点又はカットオフラインの位置で計測した光度が 3,200cd 未満となる場合に限り、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含

		<p>む水平面」より下方 0.27° [50mm] 及び下方 0.93° [160mm] の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 0.30° [50mm] 及び左方 2.30° [400mm] の鉛直面に囲まれた範囲内のいずれかの位置において 1 灯につき 3,200cd 以上であればよい。</p> <p>※ [] 内は前方 10m の位置における値</p>
--	--	--

(参考図) 二輪自動車等のすれ違い用前照灯の判定値



(ウ) カットオフラインを有しないすれ違い用前照灯の場合、次に掲げる全ての要件を満たすものであること。

- a 最高光度点が、照明部の中心を含む水平面より下方にあり、かつ、当該照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面よりも左方にいること。
- b 最高光度点における光度は、1 灯につき、6,400cd 以上であること。

② ①による前照灯試験機（すれ違い用）による計測を行うことができない場合にあっては、前照灯試験機（走行用）、スクリーン、壁等を用いて①ア（エ）にあっては、前照灯試験機を使用する場合に限る。）により計測し、次に掲げる基準に適合するものは、当分の間、この基準に適合するものとする。（細目告示第 198 条第 6 項第 1 号関係）

ア カットオフラインを有するすれ違い用前照灯の場合は、次に掲げる全ての要件を満たすもの。（二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものを除く。）

- (ア) すれ違い用前照灯をスクリーン（試験機に附属のものを含む。）、壁等に照射することによりエルボー点が①イ（ア）に規定する範囲内にあることを目視により確認できること。
- (イ) ①イ（ア）に規定する光度の位置（当該位置を指定できない場合には、最高光度点）における光度が、1 灯につき、6,400cd 以上であること。

イ カットオフラインを有するすれ違い用前照灯の場合は、次に掲げる（ア）又は（イ）及び（ウ）の要件を満たすもの。（二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものに限る。）

- (ア) 走行用前照灯が 9-8 に適合するもの。
- (イ) すれ違い用前照灯をスクリーン（試験機に附属のものを含む。）、壁等に照射することによりカットオフラインが「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方にあることを目視により確認できること。
- (ウ) ①イ（イ）又は①イ（ウ）に規定する位置（当該位置を指定できない場合には、最高光度点）における光度が、1 灯につき、5,000cd 以上であること。

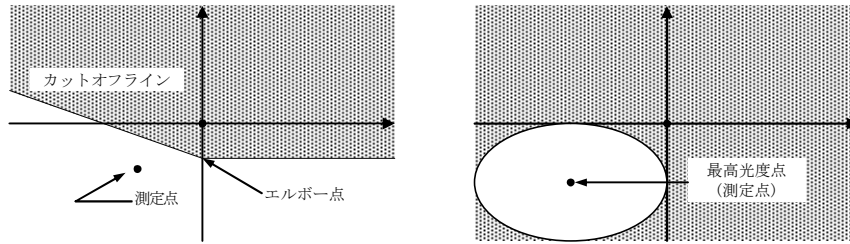
この場合において、5,000cd 未満であっても、次に掲げるものは、この基準に適合しているものとみなす。

- a 9-8 により計測した際に、走行用前照灯の最高光度点における光度が、1 灯につき、15,000cd 以上であるもの

ウ カットオフラインを有しないすれ違い用前照灯の場合は、次に掲げる全ての要件を満たすもの。（二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものを除く。）

- (ア) 最高光度点が、①イ (ウ) に規定する位置にあること。
- (イ) 最高光度点における光度は、1 灯につき、6,400cd 以上であること。

(参考図) スクリーン等に照射した場合におけるすれ違い用前照灯の配光特性の例
 カットオフラインを有するもの カットオフラインを有していないもの



9-10 配光可変型前照灯の明るさ及び照射方向（前照灯試験機）

(1) 配光可変型前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

① 配光可変型前照灯であって、走行用ビームを発するものは、夜間に当該走行用ビームを照射した場合において、当該自動車の前方 100m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。

② すれ違い用ビームは、他の交通を妨げないものであり、かつ、夜間にそれを発する灯火ユニットの全てを同時に照射させたときに、当該自動車の前方 40m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。

この場合において、前照灯試験機（すれ違い用）を用いてアにより光度等を計測したときにイの基準に適合するすれ違い用ビームは、この基準に適合するものとする。

ア 計測の条件

- (ア) 車両が直進姿勢であり、かつ、審査時車両状態
- (イ) 手動式の前照灯照射方向調節装置を備えた自動車にあっては (ア) の状態に対応するように当該装置の操作装置を調節した状態
- (ウ) 原動機が作動している状態
- (エ) 前照灯試験機（すれ違い用）の受光部とすれ違い用ビームを発する灯火ユニットとを正対させた状態であり、かつ、配光可変型前照灯の中立状態と自動作動状態との切替機構を中立とした状態
- (オ) 計測に支障をきたすおそれのある場合には、当該計測する灯火ユニット以外の灯火ユニットを遮蔽した状態

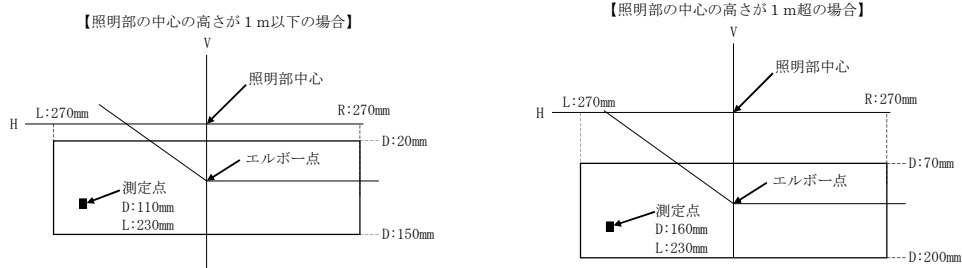
イ 計測値の判定

(ア) 次表に掲げる自動車に備える配光可変型前照灯（すれ違い用）のエルボ一点又はカットオフラインの位置及び光度は、次表に掲げる基準に適合するものであること。

対象	エルボ一点又はカットオフラインの位置	光度
自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	エルボ一点の位置は、「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° [20mm] 及び下方 0.86° [150mm]（当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては、下方 0.41° [70mm] 及び下方 1.16° [200mm]）の平面と「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 1.55° [270mm] の鉛直面に囲まれた範囲内にあること。	「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方 0.60° [110mm]（当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては、下方 0.90° [160mm]）の平面と「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 1.30° [230mm] の鉛直面が交わる位置において、1 灯につき 6,400cd 以上であること。 ただし、自動計測式前照灯試験機により計

	<p>ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあつては、前段のエルボー点の位置又は次のカットオフラインの位置のいずれかの基準に適合するものであればよい。</p> <p>カットオフラインと「すれ違い用ビームを發する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より右方 1.5° [260mm] 及び右方 2.5° [440mm] の鉛直面が交わる 2 つの位置は、「すれ違い用ビームを發する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° [20mm] 及び下方 0.86° [150mm] (当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあつては、下方 0.41° [70mm] 及び下方 1.16° [200mm]) の平面に挟まれた範囲内にあればよい。</p> <p>※ [] 内は前方 10m の位置における値</p>	<p>測を行う場合にあつては、左欄のエルボー点又はカットオフラインの位置で計測した光度が 6,400cd 未滿となる場合に限り、「すれ違い用ビームを發する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方 0.27° [50mm] 及び下方 0.93° [160mm] (当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあつては、下方 0.57° [100mm] 及び下方 1.23° [220mm]) の平面と「すれ違い用ビームを發する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 0.30° [50mm] 及び左方 2.30° [400mm] の鉛直面に囲まれた範囲内のいずれかの位置において、1 灯につき 6,400cd 以上であればよい。</p> <p>※ [] 内は前方 10m の位置における値</p>
--	---	--

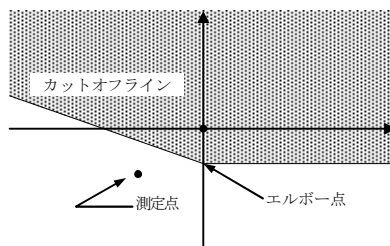
(参考図) すれ違い用ビームの判定値



③ ②による前照灯試験機(すれ違い用)による計測を行うことができない場合にあつては、前照灯試験機(走行用)、スクリーン、壁等を用いて①ア(エ)にあつては、前照灯試験機を使用する場合に限る。)により光度等を計測したときに次の基準に適合するすれ違い用ビームは、この基準に適合するものとする。

- ア すれ違い用ビームを前照灯試験機(走行用)、スクリーン、壁等に照射することにより、エルボー点が②イに規定する範囲内にあることを目視により確認できること。
- イ ②イに規定する位置(当該位置を指定できない場合には、最高光度点)における光度が、1 個の灯火ユニットごとに 6,400cd 以上であること。

(参考図) スクリーン等に照射した場合におけるすれ違い用ビームの配光特性の例

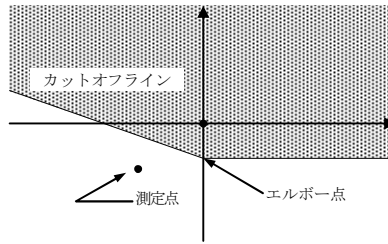


③ ②による前照灯試験機(すれ違い用)による計測を行うことができない場合にあつては、前照灯試験機(走行用)、スクリーン、壁等を用いて①ア(エ)にあつては、前照灯試験機を使用する場合に限る。)により光度等を計測したときに次の基準に適合するすれ違い用ビームは、この基準に適合するものとする。

- ア すれ違い用ビームを前照灯試験機(走行用)、スクリーン、壁等に照射することにより、エルボー

- 点が②イに規定する範囲内にあることを目視により確認できること。
- イ ②イに規定する位置（当該位置を指定できない場合には、最高光度点）における光度が、1個の灯火ユニットごとに6,400cd以上であること。

(参考図) スクリーン等に照射した場合におけるすれ違い用ビームの配光特性の例



9-11 灯火器の灯光の色（色度座標測定機器）

- (1) 橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは、橙色の灯光の色の規定に適合するものとする。
- (2) 赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは、赤色の灯光の色の規定に適合するものとする。

9-12 警告器の音の大きさ（騒音計等）

- (1) 次表に掲げる自動車に備える警告器は、警告音を発生することにより他の交通に警告することができ、かつ、その警告音が他の交通を妨げないものとして音色、音量等に関し、テスト等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

対象	・自動車
除外	・被牽引自動車

- ① 警告器の音の大きさ（2以上の警告器が連動して音を発する場合は、その和）は、自動車の前方7mの位置において112dB以下87dB以上（動力が7kW以下の二輪自動車に備える警告器にあつては、112dB以下83dB以上）であること。

【適用関係の整理】

◇昭和35年3月31日以前に製作された自動車については、警告器の音の大きさ（2以上の警告器が連動して音を発する場合は、その和）は、自動車の前方2mの位置において115dB以下90dB以上（軽自動車及び最高速度20km/h未満の自動車に備える警告器にあつては、115dB以下の適当な大きさ）又は自動車の前方7mの位置において112dB以下93dB以上（軽自動車及び最高速度20km/h未満の自動車に備える警告器にあつては、112dB以下83dB以上）であればよい。

◇平成15年12月31日以前に製作された自動車については、警告器の音の大きさ（2以上の警告器が連動して音を発する場合は、その和）は、自動車の前方2mの位置において115dB以下90dB以上（動力が7kW以下の二輪自動車に備える警告器にあつては、115dB以下の適当な大きさ）又は自動車の前方7mの位置において112dB以下93dB以上（動力が7kW以下の二輪自動車に備える警告器にあつては、112dB以下83dB以上）であればよい。

- (2) 音の大きさが(1)①に規定する範囲内におそれがあるときは、騒音計等を用いて次により計測するものとする。
 - ① 騒音計等は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に校正を行う。
 - ② マイクロホンは、車両中心線上の自動車の前端から7mの位置の地上0.5mから1.5mの高さにおける音の大きさが最大となる高さにおいて車両中心線に平行かつ水平に自動車に向けて設置する。
 - ③ 聴感補正回路はA特性とする。
 - ④ 次に掲げるいずれかの方法により電圧を供給するものとする。
 - ア 原動機を停止させた状態で、当該自動車のバッテリーから供給する方法
 - イ 原動機を暖機し、かつ、アイドリング運転している状態で、当該自動車のバッテリーから供給する方法

【適用関係の整理】

◇平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、④を「原動機は、停止した状態とする。」と読み替えることができる。

- ⑤ 計測場所は、概ね平坦で、周囲からの反射音による影響を受けない場所とする。
- ⑥ 計測値の取扱いは、次のとおりとする。
 - ア 計測は 2 回行い、1dB 未満は切り捨てるものとする。
 - イ 2 回の計測値の差が 2dB を超える場合には、計測値を無効とする。
ただし、いずれの計測値も (1) ①に規定する範囲内には有効とする。
 - ウ 2 回の計測値 (エにより補正した場合には、補正後の値) の平均を音の大きさとする。
 - エ 計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差が 3dB 以上 10dB 未満の場合には、計測値から次表の補正值を控除するものとし、3dB 未満の場合には計測値を無効とする。

(単位：dB)

計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差	3	4	5	6	7	8	9
補正值	3	2		1			

【適用関係の整理】

◇平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次により計測できるものとする。

- ① 騒音計等は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に校正を行う。
- ② マイクロホンは、車両中心線上の自動車の前端から 2m の位置の地上 1m の高さにおいて車両中心線に平行かつ水平に自動車に向けて設置する。
- ③ 聴感補正回路は C 特性とする。
- ④ 原動機は、停止した状態とする。
- ⑤ 計測場所は、概ね平坦で、周囲からの反射音による影響を受けない場所とする。
- ⑥ 計測値の取扱いは、次のとおりとする。

- ア 計測は 2 回行い、1dB 未満は切り捨てるものとする。
- イ 2 回の計測値の差が 2dB を超える場合には、計測値を無効とする。
ただし、いずれの計測値も (1) ①に規定する範囲内には有効とする。
- ウ 2 回の計測値 (エにより補正した場合には、補正後の値) の平均を音の大きさとする。
- エ 計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差が 3dB 以上 10dB 未満の場合には、計測値から次表の補正值を控除するものとし、3dB 未満の場合には計測値を無効とする。

(単位：dB)

計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差	3	4	5	6	7	8	9
補正值	3	2		1			

9-13 速度計の指度の誤差 (速度計試験機)

(1) 次表に掲げる自動車に備える速度計の指度は、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差のないものでなければならない。

対象	・自動車
除外	・最高速度 20km/h 未満の自動車 ・被牽引自動車 ・最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車であって、原動機回転計をもって速度計に代えているもの

この場合において、自動車の速度計が 40km/h (最高速度が 40km/h 未満の自動車にあつては、その最高速度) を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次の範囲にないものは、この基準に適合しないものとする。

	最高速度が 40km/h 以上の自動車の計測した速度	最高速度が 40km/h 未満の自動車の計測した速度
自動車	31.0km/h 以上 42.5km/h 以	次式により算出された範囲

	下の範囲	$10 (V_1 - 6) / 11 \leq V_2 \leq (100 / 94) V_1$
<ul style="list-style-type: none"> ・ 二輪自動車 ・ 側車付二輪自動車 ・ 三輪自動車 	29.1km/h 以上 42.5km/h 以下の範囲	次式により算出された範囲 $10 (V_1 - 8) / 11 \leq V_2 \leq (100 / 94) V_1$

V_1 は、自動車に備える速度計の指示速度（単位：km/h）

V_2 は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位：km/h）

【適用関係の整理】

◇平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、表中の「42.5km/h 以下」を「44.4km/h 以下」に、「100/94」を「100/90」に読み替えることができる。

- (2) 速度計試験機を用いて審査することが困難であるときに限り、走行その他の適切な方法により審査し、(1) に掲げる基準への適合性を判断することができるものとする。

9-14 サイレンの音の大きさ（騒音計等）

- (1) 次表に掲げる自動車に備えるサイレンの音の大きさは、テスト等その他適切な方法により審査したときに、その自動車の前方 20m の位置において 90dB 以上 120dB 以下でなければならない。

対象	・ 緊急自動車
除外	—

- (2) 緊急自動車に備えるサイレンの音の大きさが (1) に規定する範囲内におそれがあるときは、騒音計等を用いて次により計測するものとする。（細目告示第 153 条第 2 号関係）

ア 騒音計等は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に校正を行う。

イ マイクロホンは、車両中心線上の自動車の前端から 20m の位置の地上 1m の高さにおいて車両中心線に平行かつ水平に自動車に向けて設置する。

ウ 聴感補正回路は C 特性とする。

エ 原動機は、停止した状態とする。

オ 計測場所は、概ね平坦で、周囲からの反射音による影響を受けない場所とする。

カ 計測値の取扱いは、次のとおりとする。

(ア) 計測は 2 回行い、1dB 未満は切り捨てるものとする。

(イ) 2 回の計測値の差が 2dB を超える場合には、計測値を無効とする。

ただし、いずれの計測値も (1) に規定する範囲内には有効とする。

(ウ) 2 回の計測値 ((エ) により補正した場合には、補正後の値) の平均を音の大きさとする。

(エ) 計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差が 3dB 以上 10dB 未満の場合には、計測値から次表の補正値を控除するものとし、3dB 未満の場合には計測値を無効とする。

(単位：dB)

計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差	3	4	5	6	7	8	9
補正値	3	2		1			